

平成30年第4回上三川町議会定例会会議録

平成30年9月18日（火）

15 目 目

(決算特別委員会審査結果報告・討論・採決)

(委員会視察研修結果報告、議員派遣)

(議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査)

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 石崎 幸寛	第16番 田村 稔

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 石崎 幸寛	第16番 田村 稔

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記（総務係長） 遠井 正
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	枝 博信	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	星野 和弘	福祉課長	田仲 進壽
健康課長	梅沢 正春	保険課長	川島 信一
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 議案第58号から議案第64号までの決算特別委員会審査結果報告について
日程第2 議員案第1号 自動車関係諸税の抜本改革に関する意見書の提出について

- 日程第3 産業厚生常任委員会及び議会運営委員会視察研修結果報告について
- 日程第4 議員の派遣について
- 日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

午前10時00分 開議

○議長【田村 稔君】 皆さん、ご起立、願います。

(全員起立)

○議長【田村 稔君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【田村 稔君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許します。

ただいまの出席議員数は16人です。

○議長【田村 稔君】 ここで、日程に入る前に、9月6日の一般質問における14番、稲葉 弘君の質問に対する執行部の答弁保留の件について、上下水道課長の答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長【小林 実君】 稲葉議員の一般質問、この再質問において、今後の水道施設の更新費用についての質問に対してお答えいたします。

平成28年度に上三川町公共施設等総合管理計画におきまして、水道施設の今後の維持管理費用ということで表示がなされております。今後、50年間におきまして、総額で388億円、年平均にしますと8億円弱がかかる見込みとなっております。前回も申し上げましたように、来年度、平成31年度には、水道事業の中長期の基本計画である経営戦略、また、現在、長期更新計画を策定中でございますが、それに基づいた水道ビジョン、この2件が来年度に策定をされます。この2件につきましては、公表することになりますので、改めて議会の方で報告をさせていただきます。

この2つの計画に基づいて更新費用が策定されますので、それをもって改めて報告をさせていただきます。

また、その費用によりまして、今後の望ましい水道料金というものも算出されます。それも機会がございましたら報告をさせていただきます。今申し上げました費用につきましては、あくまでも上三川町水道事業単独での費用算出となります。広域化等によりましては、またその時点で変更になることもあわせて報告をさせていただきます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【田村 稔君】 日程第1、「議案第58号から議案第64号までの決算特別委員会審査結果報告について」を議題といたします。

決算特別委員会付託の案件につきましては、お手元に配付のとおり審査結果報告書が提出されておりますので、会議録に登載のことといたします。

平成30年9月18日

上三川町議会議長 田村 稔 様

上三川町決算特別委員会

委員長 津野田重一

委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 審査事件

- (1) 議案第58号 平成29年度上三川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 議案第59号 平成29年度上三川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 議案第60号 平成29年度上三川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 議案第61号 平成29年度上三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 議案第62号 平成29年度上三川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 議案第63号 平成29年度上三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (7) 議案第64号 平成29年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

2 審査日

平成30年9月10日、9月11日

3 結果

議案第58号から議案第63号までは、認定する。

議案第64号は、可決及び認定する。

○議長【田村 稔君】 これより決算特別委員長の報告を求めます。10番、決算特別委員長、津野田重一君。

(10番・決算特別委員長 津野田重一君 登壇)

○10番・決算特別委員長【津野田重一君】 平成29年度決算に係る決算特別委員会の審査結果についてご報告いたします。

去る9月4日の本会議におきまして決算特別委員会が設置され、9月10日、11日の2日間、篠塚啓一委員、小川公威委員、稲川 洋委員、生出慶一委員、石崎幸寛委員、委員長に私、津野田と、副委員長に高橋正昭委員、計7人が出席し審査を行いました。

なお、委員会の結果報告につきましては、お手元の審査結果報告書における各会計の主な質疑の朗読をもってかえさせていただきます。

報告書の2ページをお開きください。

一般会計の歳入決算額は134億6,296万7,422円、歳出決算額は130億8,975万6,257円、形式収支額は3億7,321万1,165円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は3億6,071万6,165円となっております。

各特別会計における実質収支額は、国民健康保険事業特別会計で2億2,556万7,445円、介護保険事業特別会計で9,194万1,958円、後期高齢者医療特別会計で221万1,475円、公共

下水道事業特別会計で1,533万8,138円、農業集落排水事業特別会計で812万4,170円、各会計とも黒字を計上しております。

水道事業会計では、収益的収入及び支出の決算で、当年度純利益が6,639万1,796円となっております。

次に、決算審査過程における各会計の主な質疑について報告いたします。

一般会計の歳入では、電子たばこに係る町たばこ税に関する質問に対し、現時点では、たばこの葉の容量で課税されており、普通のたばこに比べ、加熱式たばこや電子たばこの葉の容量は少ないため、税収は少ないと見込まれる。繰越金のうち事故繰越金の内容に関する質問に対し、主に災害復旧に関する工事で、資材の供給がおくれたことによるものである、との説明がありました。

一般会計の歳出のうち、総務費では、弁護士相談委託に関する質問に対し、年間1人38万8,800円で、2人と契約している。メール配信事業委託に関する質問に対し、定額で契約しているが、現在の登録件数より増加すれば金額が上がると思われる、との説明がありました。

次に、民生費では、敬老祝金支給事業に関する質問に対し、80歳5,000円を197人、85歳1万円を157人、90歳2万円を88人、95歳3万円を35人、100歳10万円を2人に支給した。病児・病後児保育事業負担金の算定根拠に関する質問に対し、県内14市町が利用できる事業であり、当該市町による均等割による基本分、実績に基づく按分による加算分により算定される、との説明がありました。

次に、衛生費では、乳がん検診の受診状況に関する質問に対し、対象は30歳以上の女性で、30歳以上は超音波検査、40歳以上は超音波検査とマンモグラフィー検査を実施しており、対象者5,583人中2,466人が受診、率にして44.2%であった。また、受診者のうち要精検者は143人、そのうち精密検査受診者は125人で、がんが発見された方は4人であった。芳賀地区広域行政事務組合斎場負担金の算定根拠に関する質問に対し、10%が均等割、40%が人口割、50%が件数割により算定される、との説明がありました。

次に、農林水産業費では、農業者年金の受給者に関する質問に対し、現在の受給者数は新旧制度合わせて312人、将来の受給者数は80人である。畜産臭気等対策事業補助金に関する質問に対し、畜産経営に伴って発生する悪臭の軽減等を図るために購入する環境衛生資材経費を助成するものであり、実績は、5件の農家で705頭である、との説明がありました。

次に、商工費では、中小企業事業資金融資信用保証料補助金に関する質問に対し、実績は14件である、との説明がありました。

次に、土木費では、地籍調査の進捗状況に関する質問に対し、平成29年度末現在で進捗率は21.3%、面積にして10.68キロ平方メートルである、との説明がありました。

次に、消費費では、災害時のための備蓄品の購入科目に関する質問に対し、第1項5目の災害対策費において、11節需用費の消耗品費で食料を、18節備品購入費で発電機や照明灯を購入している、との説明がありました。

次に、教育費では、中学生海外派遣事業に関する質問に対し、中学2年生22人、引率3人の計25人をオーストラリアのケアンズに派遣している。また、当初から同地で事業を実施しており、治安等を

考慮すると最適であると思われることから、派遣先の変更の予定はない。中央公民館研修委託に関する質問に対し、上三川町こども会連合会に委託しており、2泊3日のリーダー研修に係る経費である、との説明がありました。

次に、国民健康保険事業特別会計では、保険税徴収率向上のための施策に関する質問に対し、短期被保険者証や資格者証を交付することにより、滞納者との接触を積極的に図るなどの対応をしている、との説明がありました。

次に、介護保険事業特別会計では、介護保険料の徴収方法に関する質問に対し、普通徴収が705人、特別徴収が6,175人である。介護認定調査員の報酬に関する質問に対し、日額1万2,500円で、週4日勤務である、との説明がありました。

次に、後期高齢者医療特別会計では、被保険者数の推移に関する質問に対し、平成28年度末は3,171人、平成29年度末は、対前年度78人増の3,249人である、との説明がありました。

次に、公共下水道事業特別会計では、マンホールふた交換工事に関する質問に対し、設置総数5,385個のうち標準耐用年数15年を超えたもの及び劣化が生じたもの29個を交換した、との説明がありました。

次に、農業集落排水事業特別会計では、1世帯当たりの1年間の使用料に関する質問に対し、4地区合計1,929世帯のうち1,435世帯が加入しており、現年度分使用料の収入済額を加入世帯数で割った金額である、との説明がありました。

次に、財産に関する調書では、公共施設等総合管理基金に関する質問に対し、今後、公共施設の老朽化により増大する改修費用のために必要と思われることから、約10年後までに10億円を積み立てることを目標としている、との説明がありました。

次に、水道事業会計では、職員給料の低さに関する質問に対し、職員全体の年齢が下がっており、また水道事業に新規採用職員の配属が続いたことにより人件費が低くなっていると思われる、との説明がありました。

審査の結果、議案第58号から議案第63号までは全員賛成で決算を認定することに、議案第64号は全員賛成で剰余金の処分を可決及び決算を認定することに決定いたしました。

以上、報告といたします。

平成30年9月18日、決算特別委員長、津野田重一。

○議長【田村 稔君】 委員長の報告が終了しました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。まず、原案の認定等に反対者の発言を許しません。14番、稲葉 弘君。

(14番 稲葉 弘君 登壇)

○14番【稲葉 弘君】 反対討論をいたします。

2016年度1人当たりの国保税は、上三川町ですけども、11万7,501円、1世帯当たり21

万1,638円と、県下一の高さです。負担能力をはるかに超えた国保税は、一般会計から繰り入れをして、引き下げるべきです。

では、なぜ国保税が高くなっているのか。その主な原因は、1980年代半ばから国が医療に拠出するお金、いわゆる公的医療費の抑制政策をとり続けてきたためです。国保に投入される国庫負担分が現在ではおよそ半減されてしまいました。国保負担の軽減分が保険税に重くのしかかるとともに、国保を運営する自治体にも転嫁されました。国保税の問題は、自己の責任や相互扶助などでは解決できない状況です。公的な支援が必要です。

また、高い国保税は、子育て支援や町の健康づくりにも影響を与えるということです。子供の数がふえればふえるほど、均等割2万9,000円が加算される。そして、国保税は子育て支援に逆行するではありませんか。お隣の埼玉県ふじみ野市では、4月から第3子からの全額免除に踏み出しております。子育て支援日本一を目指すのであれば、すぐにでもできるのではないのでしょうか。

そして、2番目が介護保険の問題です。

介護を社会的に支えるという趣旨でスタートした介護保険制度。実態はどうでしょうか。年間10万人の方が家族介護のために職場をやめざるを得ない現状や、介護保険料を払っても介護がなかなか受けられないなど、問題だらけです。団塊の世代が75歳以上になる2025年には、1人月額7,445円まで上昇すると、超高齢化社会に向けてのサービスを充実させれば、保険料は伸びざるを得ないの声も上がっております。しかし、わずかな年金で暮らしている高齢者にとっては、これは生存権の問題です。人権の問題です。また、認知症の人と家族の会からは、次のような声が上がっております。給付の削減は重度化を早め、介護財政を圧迫するとの声が上がっております。介護保険料、利用料の軽減は待たないです。

最後が後期高齢者医療制度です。

わずかな年金の中から天引きをされ、2年ごとに見直しが行われ、75歳以上の医療費の増加と人口増加に伴い値上げをする後期高齢者医療制度。高齢者を年齢で差別化し、別枠にする医療制度は日本だけです。今回、所得の低い方や元被扶養者の方については、保険料の軽減措置が見直されました。平成29年度から段階的に見直されております。その内容は、所得割額を負担する方のうち、総所得金額が基礎控除33万円を減らした額が58万円以下の方は所得割が2割軽減されていましたが、その軽減がなくなりました。また、元被扶養者の方については、均等割が7割軽減が5割軽減になり、そして、その該当者は、決算では58の方が負担増ということです。

高齢者が安心して生活をするためにも、後期高齢者医療制度は廃止をして、老人保健制度に戻し、保険料、窓口負担の軽減や差別医療をなくすことではないのでしょうか。

以上の理由によりまして、私は町民の暮らしを守る不十分な決算と言わなければなりません。そして、議案第58号から61号まで、決算の認定については反対をいたします。

以上です。

○議長【田村 稔君】 次に、原案の認定等に賛成者の発言を許します。4番、神藤昭彦君。

(4番 神藤昭彦君 登壇)

○4番【神藤昭彦君】 ただいま提出されております議案第58号「平成29年度上三川町一般会計歳

入歳出決算」から議案第64号「平成29年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算」までの認定等について、私は賛成の立場から討論を行います。

平成29年度の日本経済は、雇用・所得環境の改善が進む中で、緩やかな回復基調が続いております。また、海外経済が回復するもとの、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど、民需が改善し、経済の好循環が実現しつつあります。しかしながら、アベノミクスの成果を十分に実感できていない地域のすみずみまでもその効果を発揮させ、経済の好循環をさらに加速させるように施策を実現していく必要があります。

そのような中、平成29年度の本町の財政運営は、健全財政の維持を図りながらも、各種施策の充実であり、厳しい財政運営を強いられたものと推察します。

決算の内容を精査しますと、一般会計では、健全財政の維持に向け、歳入の確保、歳出の精査等の努力が読み取れます。

また、町債においては、発行額を抑え、残高を年々減少させており、相当の努力をされたものと思われれます。

また、事業では、2カ年度の継続事業であります小中学校のエアコン事業、大山保育所整備事業、新産業団地整備事業、災害に対応するため、庁舎耐震補強工事、備蓄食料及び避難所資材等の整備など、事業をバランスよく着実に実施しております。

さらに、特別会計及び水道事業会計においては、全て黒字決算または利益を計上し、さらに、町債、企業債残高も減少させており、厳しい財政の中、確実な運営がなされている決算内容だと思われれます。

今後においても、第7次総合計画「共に創る 次代に輝く 安心・活力のまち 上三川」の実現に向け、各種施策を確実に実施するとともに、中長期的な展望に立った弾力性のある財政運営を基本とし、なお一層の努力をされ、町民の負託に応えられますよう要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長【田村 稔君】 次に、原案の認定等に反対者の発言を許します。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 私は、決算の承認に対して反対討論を行います。

なぜかといいますと、私は、先日の議会でも、中心拠点整備事業に対して構築した「いきいきプラザ」に関する町行政の税金の使い方に問題点が多々あるとして、その問題点を指摘いたします。

そもそも「いきいきプラザ」は指定管理者による委託業務として位置づけられているのは周知のことです。それでは、町行政は委託業務というものに対し、どのようなスタンスで臨んでいるのでしょうか。業務委託とは、その業務に関する全てを委託し、その対価を払うということが基本原則であると思えます。言い換えれば、営業、メンテナンス、光熱費、人件費等、「いきいきプラザ」に関する全ての行為は指定管理者が行えばよいのではないのでしょうか。そして、その費用も指定管理者に負担させれば、面倒くさい問題は起きません。会計年度ごとに指定管理者に収支報告書を提出させ、その数字をもとに翌年度の委託料を決定すればよいのではないのでしょうか。そのかわりに町が建物本体の経年劣化による修繕を負担すればよいのではないのでしょうか。収支報告書が適正かどうかは、有識者等を加えた第三者機関と行政責任者が合意の上で毎年確認をすれば、適正な業務委託料が払えることとなります。つまり、

全ての売り上げを一旦指定管理者の収入にすればよいのです。

情報公開の提示・請求についても疑義があります。

私は、指定管理業者及び上三川町行政に対して情報公開請求をしましたが、おおむね個人情報保護法に抵触するというので、満足な情報の提示を受けることができませんでした。しかし、私は条例に定められた議会の一員であり、ある意味、実施機関サイドの人間でもあるわけです。したがって、職務として、指定管理業者の業務内容、決算のいきさつ、そして町行政の収支決算等、当然に知らなければならない立場にあるのではありませんか。それらを知ることが町民から負託を受けた私の義務であり、責務と捉えております。ですから、私には実施機関の一員として「いきいきプラザ」の詳細を町民に知らせる義務があるのです。

実施機関としての議会とは、どのような位置づけなのでしょう。議会を構成する個々の議員のことをどのように捉えているのでしょうか。実施機関としての議会の意味を知っているなら、上三川町情報公開条例の第2条の実施機関の中の最後の部分に議会とありますが、これを何と心得ますか。「いきいきプラザ」の構築に、借金28億4,000万円も含め、総額で55億6,000万円の税金を投じ、指定管理者に年間2億1,000万円ほどを支払い、運営しているのが今の状況です。これだけのお金を投じて、町民の中のどれだけの人々が健康で元気に暮らせ、長寿の源となっているとお思いですか。

例えば、他の市町村に比べて平均寿命が伸びている、高齢者の生存率が上昇している、そのようなデータはあるのですか。行政は、ただ漫然と業務委託料を毎年払い続けることに何の疑問も持たないのですか。さらに、経年劣化と異なる費用だと思われる924万円の修繕費と称するものに対する支払いにも何の疑問も持たないのでしょうか。この修繕費の内容を問いただしても、具体的な内容は公表されず、不都合きわまりないことです。

私の知り得る範囲であります。指定管理料が約2億1,000万円、自主事業の売り上げが約1億7,000万円、合計で約3億8,000万円が指定管理者の収入になるのではありませんか。さらに、その他にも見込まれている収入があるのではないかと想定されています。このように、指定管理者に莫大な利益を与え、これに対して何の制限もできないのであれば、これはまさしく軒先を貸して母屋を取られるではありませんか。このようなことがあるのなら、それが*****ではないのでしょうか。行政側の誰かがまして*****など想定したくないのですが、つじつまが合わないので、議会において私がそこを指摘したら、町長が名誉棄損だと言われました。そういうことなら、訴訟をしてください。それなりの決着をつけたいと私は思っております。

いろいろと情報を公開するよう要求しても、行政側はノウハウの侵害になるということを理由に、かたくなに情報公開を拒否し続けています。それでは、ノウハウとは一体何でしょうか。ノウハウとは、物事の方法や手順に関する知識であり、技術であります。私は数字の流れを聞いているのですから、それはノウハウとは何かかわりもないのではありませんか。それに健康課長は「それも含めてノウハウだ」という答え方をしています。健康課長が答えた趣旨は、後日、具体的に説明いただきたいと思っています。情報公開の拒否理由として漠然とした個人及び法人情報の保護を掲げることは、権利の濫用になるのではないのでしょうか。個人・法人情報の定義に関しては有識者の意見を求めます。

私はそのような理由で反対討論といたします。

○議長【田村 稔君】 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

初めに、議案第58号「平成29年度上三川町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第58号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第59号「平成29年度上三川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第59号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第60号「平成29年度上三川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第60号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第61号「平成29年度上三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第61号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第62号「平成29年度上三川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第62号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第63号「平成29年度上三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定する

ことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議案第63号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第64号「平成29年度上三川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を採決いたします。これに対する委員長報告は可決及び認定とするものです。委員長報告のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立多数です。したがって、議案第64号は委員長報告のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 日程第2、議員案第1号「自動車関係諸税の抜本改革に関する意見書の提出について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。4番、神藤昭彦君。

(4番 神藤昭彦君 登壇)

○4番【神藤昭彦君】 ただいま上程になりました議員案第1号「自動車関係諸税の抜本改革に関する意見書の提出について」ご説明いたします。

まず、本案の提出者は、私、神藤昭彦、賛成者は、津野田重一君、稲川 洋君、高橋正昭君、海老原友子君、小川公威君であり、内容は、自動車の保有に係わる税負担の軽減措置のため、本意見書の提出を求めるものでございます。

意見書を朗読して、提案理由の説明をいたします。

自動車関係諸税の抜本改革についての意見書。

国民の生活必需品である自動車は、公共交通が充実していない地方ほど保有台数も多く家計の大きな負担となっているが、取得・保有・走行の各段階で複雑且つ過重な税負担がかけられており、旧道路特定財源の一般財源化による課税根拠の喪失や、二重課税といった多くの課題が残されている。そのため、社会保障と税の一体改革に伴う税制抜本改革法第7条に記された「簡素化・負担の軽減及びグリーン化の観点から見直しを行う」及び、平成29年度与党税制改正大綱にて記された「平成31年度税制改正までに自動車の保有に係わる税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる」に沿って、確実な負担軽減措置が講じられなければならない。

また、見直しの際には地方自治体の財源に影響を与えぬよう適切な手当を講ずるとともに、平成31年4月以降期限切れを迎える各種減税制度についての緩和措置が必要であることから、平成31年度税制改正において下記の事項について強く要望する。

記

- 1 車体課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図ること。
- 2 燃料課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図ること。
- 3 平成31年4月以降期限切れを迎える各種減税措置を新税制度導入までの間、延長すること。

4 上記項目改革の際、地方自治体の財源に影響を与えぬよう適切な措置を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成30年9月18日、栃木県上三川町議会。

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、衆議院議長、参議院議長あて。

以上になります。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、議員案第1号は、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。

議員案第1号「自動車関係諸税の抜本改革に関する意見書の提出について」、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【田村 稔君】 起立全員です。したがって、議員案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長【田村 稔君】 日程第3、「産業厚生常任委員会及び議会運営委員会視察研修結果報告について」を議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

初めに、産業厚生常任委員長の報告を求めます。10番、産業厚生常任委員長、津野田重一君。

(10番 津野田重一君 登壇)

○10番・産業厚生常任委員長【津野田重一君】 産業厚生常任委員会は、7月19日及び20日の2日間、山形県河北町及び米沢市において、視察研修をまいりました。

河北町は山形県の中央に位置し、面積は本町とほぼ同じ52.45平方キロメートル、人口は1万9,000人、「雛とべに花の里」として、紅花の一大集積地で栄えた歴史と伝統文化が息づく町であります。

河北町では、農商工連携事業への取り組み状況を研修してまいりました。

河北町では、ふるさと雇用再生特別基金事業の活用を行い、商工会に委託し、町内商工業者や農業者に対する巡回、農産物等のデータベース化、山形県の代表的な枝豆の品種である「秘伝豆」による商品開発を行い、生産者と商業者の商談会に参加して、仲介業者、販売業者、消費者などに積極的な商品のPR活動を実施しております。

また、小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業を活用し、山形県かほく秘伝豆プロジェクトを立ち上げ、かほく秘伝豆を地域ブランドとして確立するために4つの取り組みを行っております。

①秘伝豆を含む大豆、枝豆の国産市場調査、②秘伝豆と町外産豆との差別化を図るための成分・分析調査、③百貨店、高級レストランにターゲット絞った商品の検討、④かほく秘伝豆ブランドロゴマーク

の研究、この取り組みを綿密に行い、地域特産品としての地位を高めることに成功しました。

また、新たなプロジェクトとして、平成25年に「企業組合かほくイタリア野菜研究会」を設立し、約50品目のイタリア野菜による高付加価値農業を確立しました。6次産業化の推進を図りながら、河北町全体を活性化するため、つくり手である農家と使い手である商工業者、行政、金融機関と商工会が連携を図り事業を展開し、平成29年度の売上金額は約5,000万円に達しておりました。

今後は、物流コストの削減、量産体制の確立、首都圏での営業体制の確立等により、さらに生産販売額を伸ばすことを目指しているとのことでした。行政が事業導入などで厚く支援しながら、農商工それぞれの業種が連携し、特産品の開発販売に取り組んでいることに強く感銘を受けました。

米沢市は山形県の最南端に位置し、山形県の母なる川、最上川の源である吾妻連峰の裾野に広がる米沢盆地に位置し、面積は本町の約10倍となる548平方キロメートルで、人口8万7,000人、上杉氏の城下町として知られております。

米沢市では、観光振興への取り組みについて研修してまいりました。

国内の数ある観光地の中から米沢市を選んで訪れてもらうため、行政や観光事業者だけでなく、市民一人一人のふだんの暮らしや訪れた人への何気ない心遣いが市の魅力をより一層向上させるものと考え、市が一丸となって観光まちづくりに取り組む姿勢を学んでまいりました。

米沢市の観光の現状と課題を客観的に分析し、米沢市が持つ強みをさらに伸ばし、弱点を解決するためのさまざまな方策を策定し、重点プロジェクトとして実施しております。特に、市民が米沢市に誇りと郷土愛を持ち、ありがたいの意味の山形の方言「おしょうしな」の心でお客様を迎え、おもてなしをする取り組みを行っており、街中、名刺、タクシー等、至るところに「おしょうしな」の文字が目につきました。

また、今年4月20日にオープンした「道の駅米沢」に総合観光案内所を設置し、県と一体となって情報発信し、歴史に基づく観光を積極的にアピールしております。さらに、外国人観光客にも対応できるコンシェルジュを常駐させることにより、インバウンド観光の促進も図ってまいりました。観光地として広く知られている米沢市であっても、不断の努力で一層の振興を目指す市の姿勢に感銘を受け、大変有意義な研修となりました。

両市とも、産業の振興に対し独自の事業をさまざまな視点から行っていることが印象的でした。

以上、視察研修結果報告といたします。

平成30年9月18日、産業厚生常任委員長、津野田重一。

○議長【田村 稔君】 次に、議会運営委員長の報告を求めます。11番、議会運営委員長、生出慶一君。

(11番 生出慶一君 登壇)

○11番・議会運営委員長【生出慶一君】 議会運営委員会視察研修結果について報告いたします。

議会運営委員会においては、平成30年8月1日、2日の2日間、富山県滑川市においては「議会改革への取り組みについて」、新潟県糸魚川市においては「議会基本条例、議会政治倫理規則の制定について」、視察研修を実施してまいりました。

1日目に視察した滑川市は、面積54.63平方キロメートル、人口約3万3,000人で、本町とは

同規模の自治体であります。また、かつては「越中富山の薬売り」で知られる売薬業の拠点の一つとして大きく発展し、さらに、面している富山湾の沖合はホタルイカの産卵域として世界的に有名で、漁獲量は国内最大級を誇っております。

滑川市議会における議会改革の取り組みの一つに、「なめりかわ視議会 i n エール」というものがあります。市民の目に触れる機会をつくり、もっと身近に議会を感じてもらおうと、市内のショッピングセンター「エール」内特設会場に、定例会ごとに1カ月間、等身大パネルによる議員紹介や、テレビによる本会議中継の放映を行うものです。これは、ショッピングセンター側から、市民に対し市政に関心を持ってもらおうと申し入れされた企画であり、議会がそれに協力した形で実施されているもので、好評を得ているとのことでした。

また、滑川市議会の特徴的な取り組みとしては、常任委員会による政策提案があります。これは、議会に求められている役割の変化、つまり、監視・追認から政策立案する機関への変化、また、議会に対する市民の意識変化が背景にあり、この打開策として考えられたものであります。政策提案作成のフローはP D C Aサイクルにより実施され、P L A Nでは、全員協議会における提案を行う施策の選定、D Oでは、常任委員会における行政視察の実施、視察に参加した常任委員からの報告書に基づく提案の策定、全議員の了解を得た提案の当局への提出、C H E C K ・ A C T I O Nでは、当局からの回答、進捗の確認となっております。平成29年度は3つの常任委員会から8つの政策提案が提出されておりました。

2日目に視察した糸魚川市は、面積746.24平方キロメートル、人口約4万3,000人で、新潟県の最西端に位置し、複数の国立公園や県立自然公園を有し、大変自然に恵まれたところであります。また、ヒスイや石灰石等の鉱物資源など地域資源が豊富で、「大きな溝」という意味の地質の溝「フォッサマグナ」については、日本列島生誕の謎を秘めた世界的な学術資源となっております。

糸魚川市議会では、平成28年9月に糸魚川市議会基本条例を制定しました。これは、開かれた議会を目指すため、議会と議員の活動原則等を定め、最高規範とするためのものであります。印象的な条文として挙げられるのは、議員の活動原則を定めた第5条において、「法令に基づくもの以外は執行部附属機関への就任はしないものとする」と規定されています。これは、各種審議会委員には、議長が認めたもの以外、原則就任しないこととし、議員の執行部への関与を制限しております。

また、市民参加及び市民との連携について定めた第7条において、「議会は、市民の意見を把握し、反映するために必要に応じ意見交換会を開催し、又は市民、市民団体等から意見交換会の要望があれば、これに応じることができる」と規定されています。多くの議会基本条例において定められています議会報告会ではなく、もっと気軽に市民等と膝を交え、話せる場として意見交換会を設けることができるとされています。

さらに、平成29年3月には、議員がその人格と倫理の向上に努め、議員の責務と規範を正しく認識し、市民の信頼に応えるとともに、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的に、糸魚川市政治倫理規則を定めています。この規則の第3条では、議員として守るべき政治倫理基準を具体的に7項目挙げ、議員倫理の歯どめを定めています。

2日間訪れた両市とも、開かれた議会、今後の議員としてのあるべき姿、また目指すべき姿のため、

日々研さんを重ね、取り組まれていることに感銘を受けました。

本町においても、住民の代表機関として議会が役割を果たしていくために、議員として求められている姿を高め、また、より開かれた議会のために、議会改革をより一層推進していく必要があるとの認識を深める研修でありました。

以上、視察研修結果報告といたします。

平成30年9月18日、議会運営委員長、生出慶一。

○議長【田村 稔君】 産業厚生常任委員会及び議会運営委員会視察研修結果報告を終わります。

○議長【田村 稔君】 日程第4、「議員の派遣について」を議題といたします。

議員派遣につきましては、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、議員の派遣についてはお手元に配付しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 日程第5、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長【田村 稔君】 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

ここで、町長より発言の申し出がありますので許します。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 平成30年第4回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月4日から18日までの15日間にわたり開会され、この間、報告事項、人事案件、補正予算、平成29年度決算など17案件を上程いたしました。いずれの案件につきましても、終始、積極的なご審議をいただき、原案どおり可決・決定をいただきました。ここに厚くお礼を申し上げます。可決いただきました議案の執行に当たりましては、細心の注意を払ってまいる所存であります。議員の皆様におかれましては、なお一層のご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げます。私の閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長【田村 稔君】 閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、9月4日から本日まで15日間にわたり開催され、議員各位には、提出されました多数の重要議案につきまして、終始、慎重かつ熱心にご審議いただき、また、議会運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

執行部におかれましては、委員長報告をはじめ、各議員の意見につきまして十分検討を加えられ、行財政運営に反映されますようご希望申し上げ、挨拶いたします。

以上をもちまして、平成30年第4回上三川町議会定例会を閉会いたします。まことにお疲れさまでした。

午前11時04分 閉会